

入館料免除(減額)申請書の免除根拠記号欄に記載する記号

該当する項目の記号を入館料免除(減額)申請書の「免除根拠記号」欄に記入してください。

「b」を選んだ場合は①～⑮から該当する施設を選び「免除根拠記号」欄には、「b-⑧」などと記入してください。

		記号	
(1)	県内に設置されている小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び特別支援学校の児童及び生徒並びにその引率者が，教育課程等に基づく学習活動として入館するとき。 ※ カメラマンは免除対象外	a	
(2)	県内に設置されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設，身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条に規定する知的障害者援護施設に入所し，又は通所している者及びその引率者が，当該施設の教育，訓練，更生等のための活動の一環として入館するとき。	b-O Oには①～⑮の中から該当する施設番号を記入 例： b-⑧	
	児童福祉施設 ①助産施設 ②乳児院 ③母子生活支援施設 ④保育所 ⑤幼保連携型認定こども園 ⑥児童厚生施設 ⑦児童養護施設 ⑧障害児入所施設 ⑨児童発達支援センター ⑩児童心理治療施設 ⑪児童自立支援施設 ⑫児童家庭支援センター ⑬里親支援センター		
	⑭障害者支援施設(身体障害者更生援護施設，知的障害者援護施設) ⑮その他()		
2	知事が特に必要と認めるとき	団体等での観覧または旅行企画を目的とする事前調査を行う者	c
		クーポン契約を目的とする事前調査を行う者	d
		旅行会社が実施する実地研修で入館する者	e
		団体旅行で入館する場合の引率者(学校の教諭及び添乗員) ※ カメラマンは免除対象外 [県内の学校は「a」]	f